

加美町新庁舎建設工事及び農業用排水路付替工事の事業認定に係る公聴会の記録

日時：平成23年3月8日（火）午後6時から午後8時まで

場所：宮城県大崎合同庁舎 大会議室

◎開会

○議長

私、本日の議長役を務めさせていただきます宮城県土木部用地課の瀧澤と申します。よろしくお願いたします。

今日は、会場に大分早くからお越しいただきまして、本当にありがとうございます。会場の収容能力の関係で廊下の方にも今日は傍聴されている方がおりますので、後ろの方は申し訳ございませんが、扉を開けさせていただきますので御了解いただきたいと思ひます。

ただ今から、加美町新庁舎建設工事及び農業用排水路付替工事の事業認定に係る公聴会を開催いたします。

◎公述

○議長

今日の公聴会は、土地収用法の規定によりまして加美町から申請がありました事業認定申請に関して開催するものでございまして、申請の審査、認定に当たりまして私ども県の方が勘案すべき事項、情報を収集することを目的としております。

発言は、お手元の次第にございますように公述人の方に行っていただくことになっております。公述人の方々は事前に提出いただきました公述の申出書の趣旨に従って、その方法、あるいは要旨の範囲でお話しいただくようによろしくお願いたします。また、公述時間内に終了されない場合には、先ほど申したようにベルが鳴ります。また、意見の陳述の中止をお願いすることなどもございますのでよろしくお願いたしたいと思ひます。また、進行具合によりましては公述時刻の繰上げ、繰下げ、これをお願いすることもありますので、御了承いただきたいと思ひます。

まだお一人の公述人が来ていらっしゃいませんので、時間がずれることもあるということでございます。御了解ください。

それでは、まず、加美町起業者の方から、意見陳述の申出がございましたので、その公述をお願いしたいと思ひます。

起業者の方は、どうぞ壇上の起業者の席に御着席ください。

○起業者：加美町総務課庁舎建設準備室 猪股室長

皆さん、こんばんは。公述人の加美町総務課庁舎建設準備室の猪股と申します。よろしくお

願います。

座って、起業者として述べさせていただきます。

○議長

現在の時刻が6時3分でございますので、20分後の6時23分までに説明を終了されるよう、御協力をよろしく願います。

それでは、起業者の方、よろしく願います。

○起業者：加美町総務課庁舎建設準備室 猪股室長

この度の公聴会対象事業であります加美町新庁舎建設工事及び農業用排水路付替工事の目的及び内容について申し上げ、当該事業が土地収用法第20条の要件を満たしていることを公述いたします。

本事業は、現在、加美町本庁舎が抱える諸問題を解決し、町民に対する行政サービスの向上、利用者の利便性の向上、防災拠点としての機能確保を図るほか、新たな人の流れ、物の流れの創出を目指し、新町建設計画で掲げてあります加美町全体として地域の均衡ある発展に寄与するとともに、今後のまちづくりの中心的施設となるための機能を集約した新庁舎を建設するものです。

公述内容としては、事業の必要性、事業計画の検討過程、事業の概要、事業の効果について説明します。

まず、事業の必要性についてです。

平成15年4月1日、宮城県における平成の合併第1号として、旧中新田町、旧小野田町、旧宮崎町が合併して加美町が誕生しました。そのときの合併協定書では、事務所の位置は新たに制定するものとし、当分の間、加美郡中新田町字西田三番5番地とする、いわゆる旧中新田町役場庁舎を本庁舎としました。

行政の各部署は本庁舎の総床面積が狭いことから、議会部局と農業委員会部局を小野田庁舎に、教育委員会部局を宮崎庁舎に、保健福祉課は本庁舎向かいの福祉会館に、上下水道課は中新田浄化センターにと5つの施設に分散して、新しい町が掲げる総合計画実現に向けて行政サービスの向上を図って参りましたが、用件によっては複数の施設の窓口にもたがるなど、利用者に対し非常に不便をかけています。

本庁舎の旧中新田町役場庁舎は、鉄筋コンクリート造り3階建てで、昭和41年建設の築44年、

エレベーターはなく、通路などのスペースも狭いことからバリアフリーには十分な対応ができておりません。このため庁舎機能の早期改善が必要と言われて参りました。また、建設が当時の建築基準によることや耐震壁が不足していることなどの構造的要因から、耐震基準を満たしていないことが明らかな建物です。

このように行政機能の分散や庁舎の老朽化で、来庁者の移動負担の増加、公共的行政運営体制の確立に支障を及ぼしている状況にあります。更に災害時の防災拠点機能の確保や平時、災害時の広域的なアクセス性の確保、現在の庁舎の跡地利用を含む将来のまちづくりを見据えた対応を踏まえると、本事業を施行する必要性は非常に高いものがあります。

次に、事業計画の検討過程について説明します。

平成17年に設置した加美町新庁舎建設検討委員会は、先に述べた理由から建設は是とし、組織機能を考えて本庁集中方式としました。しかし、建設位置については、現庁舎西側の町有地を適地としましたが、利便性を考慮し、国道347号沿線とする意見もあったことを付記というように結論が1つになっておりませんでした。合併特例法に基づき設置しています3地区の地域審議会答申では、それぞれの場所に、そして加美町議会新庁舎建設調査特別委員会では、西側町有地とした建設検討委員会の意見を尊重すべき、国道を中心とした位置に将来展望を求めていく。位置が一番の課題であり、深い検証をすべきと結論は3つでした。

平成19年6月に就任しました佐藤町長は、新庁舎建設について、これまでの答申を尊重しながら、財政状況を精査して決断するため、21年度から建設に向けた検討に入っていくと表明、幹部職員による新庁舎整備検討委員会を設置して、答申を踏まえた更なる検討を始めました。

新庁舎候補地の選定に当たっては、答申の現庁舎西側町有地を候補地1とし、答申に付記された国道347号沿線ということで、田川橋から国道457号までの区域周辺で、交通の利便性が高く、現庁舎からおおむね半径1キロメートル圏内にあり、敷地面積1万4,000平方メートル以上が確保できる場所として、羽場字山鳥地内を候補地2、字大門地内を候補地3、字矢越地内を候補地4として選定し、次の5つの項目で比較検討しました。

1つ目は、防災拠点としての機能の確保であります。「震災に強い都市・地区まちづくりの手引」では、緊急活動の実施や火災時の延焼防止、避難路など広い幅の幹線道路に連携した拠点が有効とされております。2つ目は、災害時又は平常時の利便性について、3つ目は、将来のまちづくりへの対応について、4つ目は、候補地周辺の交通環境の変化について、5つ目は、経済性についてです。

候補地1は、町有地なので、用地取得が必要な候補地2から4に比べて経済的には優位です

が、宮城県が指定する緊急輸送道路の国道347号、457号からは離れており、町道を経由しなければなりません。災害時での物資の移動や輸送が他の候補地より劣ることから、アクセスとなる町道の拡幅工事が必要となります。また、候補地1の周辺には学校や図書館、医療施設、住宅が隣接していることから、居住環境、特に子育て環境にすぐれ、現庁舎の跡地利用の構想として候補地1も含め、少子高齢社会に対応した人口増加定住エリアや福祉施設エリアとすることを現在検討しております。

国道沿いの候補地2、3、4は、交通の利便性から防災拠点としての有効性が高いと言えます。特に候補地4は、2つの国道交差点に隣接し、かつ、幅員16メートルの町道田川平柳線も整備されることから、他の候補地に比べ防災拠点としての重要性が高くなっています。

候補地周辺の交通環境の変化では、候補地1は、住宅地であることから、交通量増加による生活環境の悪化、歩行者、通学児童の安全性など交通環境に対する悪影響が懸念されます。

候補地2と3は、国道からの乗り入れ工事が必要となるので、工事中の歩行者や通過車両への規制、庁舎完成後の出入り車両による影響が考えられます。

候補地4は、乗り入れが現在整備を進めています町道田川平柳線からなので、交通対策が計画的に行えること、生活環境への影響が少ないことなどの点で他の候補地より優位となります。これに加え、候補地4は、雁原工業団地に続く企業誘致計画地域に近く、町道開通による新しい動きが期待される地区であり、新庁舎建設による効果も期待されます。

以上の結果、候補地4は、経済性がやや劣るものの、防災拠点としての機能の確保、災害時、平常時の利便性や将来のまちづくりへの対応及び周辺への交通環境の影響においてすぐれていることから、建設位置に決定しました。

平成22年5月21日開催の町議会第2回臨時会にて、町は新庁舎建設の位置を矢越地区とする加美町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例を上程、出席議員の3分の2以上の同意を頂き、候補地4の矢越地区に決定しました。その後、これに反対する住民が住民請求として西田町有地への条例改正を求めましたが、平成22年11月5日の町議会第5回臨時会で否決され、改めて矢越地区が議会に認められたのです。

財政計画を見ますと、町の借金の残高は特別会計を含む総会計で平成18年度328億5,000万円でしたが、行財政改革の確実な実行により平成22年度決算見込みで44億円縮減しました。これに対し、町の貯金であります基金は平成18年度と比較しますと10億8,000万円増の33億円が見込まれる状況になり、合わせて54億8,000万円好転しました。よって、庁舎建設を行っても町政運営に及ぼす影響は少ないと判断したのです。また、財政状況の健全化判断比率の一つであ

ります実質公債費比率は、平成18年度の21.0%から減少し、平成21年度決算では18.2%となりました。平成22年度決算では17%、庁舎を建設する平成24年度には15%を下回る見込みであり、それ以降も減少傾向で推移すると推計しており、財政健全化が更に進んでいく状況にあります。

庁舎建設に係る財源ですが、総事業費22億円の内訳は、合併特例債10億4,790万円、庁舎整備基金7億円、合併振興基金3億円、一般財源が1億5,210万円であります。合併特例債は合併後10年の期間使用できる借金であります。その返済額の70%が地方交付税で措置される優良な債務です。返済期間は15年で、10億4,790万円の借入れに対し、元利総額12億292万5,000円の返済となりますが、毎年返済額の70%が交付税で措置されるため、実質返済は3億6,087万8,000円で済みます。そのため合併特例債活用の最終期限であります平成25年度までの建設が求められています。

次に、事業の概要について説明します。

配置計画ですが、メインのアプローチは南側に新設される町道田川平柳線からとし、敷地南側には広場となり得る来庁者用駐車場を配置、防災拠点機能としての災害支援活動、防災活動のほか、平時のイベントなどの住民活動も可能とします。

庁舎建物計画は、行政サービスの向上を図るため、各階の配置部署を業務内容で分けした三層のフロア構成とします。1階は、正面玄関を入り正面から左手方向に、住民に最も身近な窓口、福祉業務を配置します。正面玄関右手には、町民の部屋のスペースを設けます。町民の部屋は、地場製品の販売、各種団体の展示・発表の場など、新しく誕生した加美町の一体感が表現できるスペースとして活用します。正面の中央階段から2階に上がると、総務課などの行政執行部門のほか、教育委員会と農業委員会を配置します。3階は、議会関係の諸室を配置します。

次に、庁舎の構造ですが、鉄筋コンクリート造り3階建てで、延べ床面積5,162平方メートルです。

この建物の特徴は、1つに、1階から2階にかけての一部を吹き抜けとして見通しのよい内部空間を設け、だれもが安心して利用できる計画にしています。2つ目に、執務スペースにはできる限り間仕切りをつくらないオープンスペースとし、今後の行政需要の変化や行政組織改編などでの配置変更にも対応が可能となります。昇降用階段は建物の両サイドに設けたほか、正面玄関からすぐに2階に上がれるよう中央階段も備えます。

次に、公用車の車庫計画ですが、平成22年4月時点の75台から、今後総務課の一元管理により7割程度まで徐々に削減していくので48台とします。それ以外の公用車は屋外駐車場で対応

します。

次に、駐車場計画ですが、最大数の車両が参集します区長会議を想定し、区長数の79台に、一般来庁者用として現庁舎の駐車台数28台の合計107台とし、そのうち道路の移動円滑化整備ガイドラインによる車いす用駐車台数3台を設置します。職員用については、現状の自家用車による通勤者数の割合を計画職員数177人に適用して133台とします。構造は維持管理や経済性を考慮してアスファルト舗装とします。

起業地内には中央を東西に走る農業用排水路があり、本体事業の造成により水路としての機能が疎外されることになるため、水路のつけかえを土地収用法第3条第5号の該当事業として行います。事業は当該施設管理者と十分な協議を行い、現状の機能を維持するために必要最小限の範囲を本体事業とあわせて施行します。

次に、事業の効果について説明します。

本件の事業で新庁舎が整備されることで、行政組織の一元化により利用者にとっての利便性が向上します。また、新耐震基準に適合した建築物として、防災拠点としての機能が十分に確保されることとなります。

以上、事業の必要性などについて説明いたしました。

改めてまとめますと、加美町新庁舎建設工事及び農業用排水路付替工事は、土地収用法第3条第31号及び第5号に該当する事業であります。

次に、起業者である加美町は、本事業を遂行する意思と能力を有しております。

次に、本事業の完成により行政機能が集約され、来庁者の利便性が向上するとともに、防災拠点機能の確保など大きな効果があることから、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであります。

次に、本事業の完成により現在必要とされている効率的な行政運営体制の確立及び行政サービスの提供などに早急に対応し、新しい町が目指すまちづくりを実現するため、土地を収用する法律上の必要があります。

以上のように本事業は土地収用法第20条各号の要件を満たすものです。

最後になりますが、加美町の沿革をひもときますと、明治22年の合併で1町5村になり、昭和18年に小野田町、昭和29年の合併で中新田町と宮崎町が誕生しました。3つの町の役場庁舎の位置はそれぞれの町の一番いいところに置いてあることは言うまでもありません。それと同じように、加美町の庁舎の位置も中新田、小野田、宮崎地区全体にとってよりよい場所にするのが、「加美町は一つ」を合言葉に、そして輝かしい将来を夢見ることができる場所である

と信じて疑うものではありません。

本事業の加美町新庁舎建設工事及び農業用排水路付替工事は、真の加美町誕生との住民の声もあり、早期実現を求める住民は加美町の将来に期待しております。それにこたえるためにも事業の円滑な推進が必要であり、一日も早い本事業の認定が出されることを希望いたします。公述を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長

ありがとうございました。起業者の方の御降壇をお願いいたします。

それでは、次第によりまして、引き続き2の公述の(2)一般の公述人の方からお話を伺いたいと思います。

公述申出のございました猪股義光様から意見陳述をしていただきます。壇上の公述人席にお進みください。

それでは、猪股さんをお願いいたします。現在6時24分でございますので、15分ということで6時39分までの持ち時間になっております。それ以内での御協力をよろしくをお願いいたします。

それでは、よろしくをお願いいたします。

○公述人：①猪股義光

私は、加美町宮崎地区に代々住んでいる納税者の一人として意見を述べさせていただく猪股義光という者です。

今回、このような公聴会を開催していただいたこと、また、この私に意見を述べる機会を与えていただいたことに対し、深く感謝申し上げます。

これ以下は座らせて発表させていただきたいと思います。

本日この席で述べる内容は、加美町新庁舎建設工事及び農業用排水路付替工事に係る事業認定は、反対としての意見を述べるものであります。

反対理由として、これまで知り得た少ない情報をもとに検討した5項目について述べたいと思います。

まず、1点目は、加美町新庁舎建設工事及び農業用排水路付替工事のための民有地取得は非常に公益性が低いということです。その理由は、建設に適した十分な保有地があるにもかかわらず

ならず、民有地を土地収用法の事業認定許可を得てまで取得する理由が不明確であります。また、民有地取得経費は本来不要であり、経済的な面からも決して公益性があるとは言えないのです。

建設に適した十分な保有地確保とは次のとおりです。

これまでの各種各層での検討委員会による答申結果は、西田を適地としております。答申結果の西田とは、元ソニー中新田（株）から庁舎等の公共用地として利用してくださいと平成13年3月に無償譲渡された土地のことであります。西田の位置関係は、現庁舎とさわぎくら公園に挟まれた十分な広さを持った土地のことであります。

また、新たにこの事業のために取得しようとしている民有地は、矢越という地名であり、軟弱地盤であること及び取得予定民有地の地権者6分の2名が強硬に反対している現状であり、これは内容証明付き書面にて意思表示をしております。

この状況下で、基本設計委託契約及び町民への広報等で既に庁舎建設が予定どおり進展しているような印象を与え続けていることは、反対地権者への心理的圧迫を考慮しない、問題が起る行為と言わざるを得ません。また、用地取得費は合併特例債対象には当たらず、全く不要の支出となることから、経済的な面からも合理性に欠け、とても公益性があるとは言えず、妥当とは言い難いのです。臨時議会にて議決後の住民説明会では、民有地取得に伴う強制収用は考えていないと言明しているにもかかわらず、事業認定許可申請は強制収用も可能となることを考えれば、矛盾していると言えるのではないのでしょうか。

2点目は、新庁舎建設位置に関し、町民の意見が反映されているとは言えず、手順に不備があったのです。それは合併に伴う新庁舎建設位置の決定事項は重要事項であるにもかかわらず、町民の意識調査を実施せず、臨時議会での議決後の住民説明会での事後報告のみであり、住民の意思が反映しているとは言い難いのです。根拠は、住民による加美町役場の位置を定める条例の一部改正を求めた直接請求の結果、再度議会に諮る前に何らの調査行為がなく否決されてしまったのです。唯一根拠となるものは、臨時議会での議決後行われた住民説明会への参加者は賛成、反対双方含め延べ408名であり、直接請求に署名された有効票2,985名と比較すれば、町民の意思が反映されているとは到底言い難く、また、アンケート調査等の実施期間も十分あったにもかかわらず、議会を通過しているの一点張りの現状です。町民の大半は議会を通過してしまったのだからとあきらめているのが実態のようです。

3点目は、庁舎建設計画にぜい弱さがあるということです。矢越という地域は先ほど触れたとおり軟弱地盤であるため、基礎工事に相当経費が伴うということです。町当局は、20メートル

ル掘り下げれば岩盤に突き当たり、通常対策で済むという判断をしておりますが、ある設計者は、50メートル掘り下げる必要があります、地震対策として免震工法をとらなければならないという判断もあります。また、建設計画には防災機能等が網羅されておらず、二次、三次の計画変更等の可能性が十分にあり、歳入減による住民サービス低下と増税の懸念が払しょくできないことから、民有地取得による新庁舎建設の公益性と必然性はないと断言せざるを得ないのです。

また、地方交付税の削減による歳入減少に対する答弁がいい加減でした。内容は議会での町長発言で、地方交付税もそのうち増えるのではないかといった根拠のない無責任な答弁と感じました。歳入が減少する根拠として、合併特例債の優遇期間終了、地方交付税減少化継続、町内人口減と高齢化率上昇が予想されます。

4点目は、旧庁舎跡地を宅地分譲し、定住促進に充てるという計画は需要予測の全く見通しのない計画と言わざるを得ず、計画倒れの公算が高く、失敗の場合の対処が明確でない。加美町では転出者が多く、新たに定住する環境ではないし、期待はできない、これが現状だと判断します。

5点目は、合併によるマイナス面についてです。合併後役場業務を分散したわけですが、これによる地域の現状は日中帯に歩行している人影もなく、また、バス路線も廃止となり、大変不便を来しております。何もなくなってしまうのではないかという得体の知れない恐怖すら感じてしまうのです。このままでは限界部落となってしまうことは必定です。

このような現状の中、新庁舎落成後の機能は一極集中方式とすと言明しております。支所には最低限の受付業務のみを配置するとの説明でした。町当局は約8億円もの大金を投資し、光回線網を整備したが、インフラネット等を駆使すれば、機能分散でも新庁舎の規模を縮小し、農協に賃貸で貸し与えるというような考えられないことをしないで済むのではないのでしょうか。民間はこの方式で経費節減を図っているのですから、まだまだ検討の余地はあり、県内ワースト3位の財政緊迫化状況の汚名返上と住民に嫌な不安を与えない行政を期待したいと思います。

住民は、合併しなければ良かったと口をそろえて嘆いております。何を言っても無駄、相談に行けば、現状を見つめ、契約と同時に追加契約ということはしないでほしいと思います。もっと税金を有効に使う努力があると思います。

以上、5項目の理由から、この事業認定申請は決して公益性が高いとは言えず、建築のために積立金があるというだけで、低成長時代の今日にとるべき行為ではないと断言して、陳述を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○議長

ありがとうございました。猪股さん，御降壇ください。

それでは，続きまして2番目，氏家興佐様に意見を陳述していただきます。どうぞ壇上のほうにお進みください。

現在6時36分でございますので，15分以内ということで6時51分をめどによりしくお願いしたいと思います。

それでは，御準備よろしいでしょうか。氏家さん，よろしくお願ひいたします。

○公述人：②氏家興佐

県の皆様，この加美町の合同庁舎の問題につきわざわざお越しくださいますてありがとうございました。感謝申し上げます。

今，加美町で新庁舎の移転新築で問題になっています。それで私も歩いていってみましたところ，今の旧庁舎より北東に1キロ離れた場所にありました。県の皆さんはどのようにお考えかわかりませんが，非常に危険なところ。バイパスや高速道路は何をするために作りますか。県庁や市役所，役場を建設するために作るのですか。私はバイパスは旧道が渋滞にならないようにするためだと思っておりましたが，今の加美町のやり方はどのように見ても，そのようにしか受けとめられないのです。

県の皆さんに一言，役場の職員や大人たちは横断歩道を渡っている人はおりません。子供たちに横断歩道を渡りなさいと言ひ聞かせながら，大人たちが見本を示していません。また，新庁舎を建設する場所から西の方へ1キロ離れたところで，それもバイパスで，5歳になる，幼稚園に通うため押しボタン式の信号機で横断歩道が青に変わったので渡りました。いま1メートルで渡り切ろうとしたときにはね飛ばされてしまいました。また，50メートル西の自動信号機が青になったので高齢者が二人はねられていました。明治安田生命保険会社のところで高齢者がはね飛ばされ，即死しました。また，役場の職員も信号無視で側面衝突です。相手の衝突された同乗者が肢体不自由です。鳥屋ヶ崎のバイパスの交差点でも車同士の正面衝突事故で死亡しています。鳴瀬でも事故が起きています。これも全部見通しの良いところ。これからの時代は高齢者や一人暮らしや二人暮らしの増える一方です。私は身体障害者ですが，障害になりたくてなるのではないのです。病気や事件事故に巻き込まれてなるのです。どうしても矢

越に建設するなら、人間の体を弁償しますと念書を書いてもらってください。これは自分ができなければ、息子、娘、孫、ひ孫に背負わせるものでした。

昔から後悔は先に立たずと言っていました。矢越はそれだけで危険です。精神異常者もいます。西田に建設するのは中新田小学校の子供たちを事件から守っているのです。加美町でも精神異常者もいます。ライターを持って人の家の物置に火をつけたりしました。初代町長中島金也氏は、自分の財産を売り、旧庁舎の敷地は田んぼでした。それを町民がみんなで力を合わせ、役場を建て、小学校を建てて、子供たちに勉強をさせて立派な人にするためにと、社会に出ても恥をかかないようにと口癖のように言って死んでいきました。町長や町会議員は町民の代表ですが、町民を馬鹿にし、嘘まで言って、自分の勝手な言葉どおりやっているように見えます。

県の皆さん、これは加美町ではないのですが、参考のために、JR西日本の福知山線で脱線事故を起こしました。時速180キロで、107人の犠牲者です。その犠牲者にお伺いしましたところ、この電車の音を聞くのも、電車の姿を見るのも嫌ですと話していました。車や電車を見ると気違いのようになります。大阪の変質者が池田小学校へセールスに変装して先生や生徒を刺し、重傷を負わせて逃げていきました。その周辺は警察も役場もありませんでした。あるのは民間だけです。民間はかかわり合いたくないのです。

県の皆さん、合併してから早くも9年になるところですが、こんないざこざを起こすならば、合併を解消してください。町民が署名を出しても、町会議員がもみつぶしています。町長や町会議員は口裏を合わせているようにしか思えません。段取りが決まってから説明するのはおかしいです。

私は、住民バスの方向指示器の字が小さくて見えないため、大きくしてくださいとお願いに行きました。そのときに予算がありませんと言われました。予算がないのに、移転新築できますか。県の皆さん、どのようにお考えだか、はっきりとここで返答してもらいたいのです。

では、時間の関係で、これだけにします。ありがとうございました。

○議長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、3番目、後藤秀雄さんから意見陳述をしていただきます。壇上の方にお進みください。

ただ今6時48分でございますので、15分以内ということで7時3分を目途によりしくお願いしたいと思います。

それでは、後藤さん、よろしくお願いいたします。

○公述人：③後藤秀雄

皆さん、おばんでございます。ただ今紹介いただきました後藤秀雄でございます。一つよろしく申し上げます。

中新田、小野田、宮崎の3町は平成15年4月1日に合併し、加美町として新たにスタートしましたが、新庁舎建設は合併協議会時の懸案事項であり、新しい加美町のシンボルとしてまちづくりを進める上で最重要課題でありました。合併協議会の中で再三議論されましたものが、中新田、小野田、宮崎の各町ごとの思わくが強く、平成の合併第1号を、これは東北、北海道の第1号でございますが、目指していた加美町にとって時間の足りない議論でありました。こうした事情から、平成15年1月に調印いたしました合併協定書で、新町において検討するということになりました。

これを受けて、初代町長星明朗氏が、平成17年8月、新庁舎建設検討委員会を立ち上げ、建設の是非を含め町民の総意に基づく新庁舎建設について広く協議がなされました。しかし、当時の執行部は将来のビジョンを明確に示すこともなく、また、財政がひっ迫していることから、遊休町有地の有効活用をなすべきではないかとの声もありました。当時の町財政を見たときに当然考えられる状況でした。

しかし、ここから大変でございますが、地方自治法第4条第2項に規定されているとおり、役場の位置を変更するに当たっては、町民の利用に最も便利であるように、交通事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならないと明記されております。新庁舎建設検討委員会はこれを踏まえ、財政事情にかんがみ、新庁舎建設の位置を西田一番地内が適地といたしましたが、利便性を考慮し、国道347号線沿いとする意見があったことも付記されました。また、小野田、宮崎、中新田の3地区の地域審議会においても新庁舎の位置について議論されましたが、それぞれの審議会で新庁舎の位置を明確に示すことはできませんでした。加美町議会においても、平成17年9月、定例町議会において新庁舎建設特別委員会を設置し、検討を重ねてまいったようでございます。しかし、議会においても位置を特定することはできなかったようです。

私なりの考えで内容を解説しますと、一つ、新庁舎建設検討委員会の意見を尊重する。一つ、新庁舎建設検討委員会は、当時の財政面からの考えで西田一番で答申されましたが、小野田地区、宮崎地区等の遠隔地からの利便性や新しいまちづくりを考えますと、国道347号を中心と

した位置に将来展望を求めた。一つ、庁舎の位置は合併時最重要課題であり、より多くの意見を聞き検証すべきであると新庁舎建設特別委員会の結論であったようです。

町当局は、新庁舎建設検討委員会、地域審議会、議会特別委員会の調査結果を踏まえ、より深い検証をなされたことは十分に承知しております。

さて、二代町長佐藤澄男氏は、就任以来4年目を迎えた昨年3月、定例町議会で新庁舎建設場所を矢越地区とする旨表明し、同年5月の第2回臨時町議会に役場の位置を定める条例を提案され、3分の2の賛成多数をもって可決されました。しかし、地方自治法第74条第1項の規定により、住民から提出された直接請求を受け、同年11月の第5回臨時町議会に提案された役場の位置を西田に変更するとした議案は町議会のすばらしい決断により否決されました。当然のことですが、町議会議員は2万6,000人の町民の負託を受け、住民の利便性、交通事情等を考慮し、熟慮に熟慮を重ね、加美町は一つである、この強い理念に基づき再度決断されたものであり、この決断された町議会の先生方及び当時の佐藤町長に対し、私は心より感謝申し上げます。

町の状況も刻々と変化してまいりました。特に都市計画道路である田川平柳線及び色麻下多田川線の改良工事が実施されようとしております。将来の展望は大きく開け、新役場庁舎を中心とした新しいまちづくりに大きく寄与されると信じております。当然のことながら、西田地区の旧中新田中学校跡には地域住民と協議を重ね、高齢者対策や定住促進の施策を行うことにより、旧中新田地区の問題解決や商店街の活性化に大きく貢献するものと考えます。町は常に町民の生命財産を守り、明るく安全・安心な町へと変ぼうしていくことを願って、矢越地区へ新庁舎が建設されることに賛同いたします。

なお、私の知り得た限りの宮城県からの近隣町村の庁舎建設をちょっとお伝え申し上げます。旧岩出山町は城山公園から国道108号線に出てきました。それから、三本木町役場ですね、今は三本木支所でございますが、これは涌谷三本木線、あそこにあったのが国道4号線に出てきました。それから、人口が著しい富谷、利府町両町、これも大きい広いところに移っております。それから、大郷町、昨年移りました大和町、それから、大衡村、これはちょっと古い話になりますが、万葉の里に入ったようでございますが、今は上にセントラル自動車が入りまして、やはり庁舎を中心としたまちづくりが全部行われてきたなど。

これからの加美町の矢越地区は恐らく将来展望するときに、前には雁原地区ですか、あそこの工業団地があり、矢越地区に庁舎が建ったならば、これからはあそこが都市の中心となつて、ますます発展していく様相だと、私はこのように考えております。

どうぞここに参加している皆さんも温かい気持ちをいっぱい見せていただきまして、一日も、1分でも10分でも早く矢越地区に庁舎を建てることを願って、私のお話を終わります。

ありがとうございました。

○議長

後藤さん、どうもありがとうございました。

一部マイクに不具合がございまして、大変申し訳ございませんでした。おわび申し上げます。

それでは、引き続きまして、次第の4番目、今野清人様に意見陳述をしていただきます。どうぞ壇上の方にお進みください。

現在ほぼ7時でございますので、15分以内ということで7時15分までということになっております。御協力よろしくお願いいたします。

それでは、今野さん、よろしくお願いいたします。

○公述人：④今野清人

皆さん、こんばんは。今日は大変御苦労さまでございます。

私は、宮崎地区の今野清人でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座りまして、公述させていただきます。

平成15年4月に加美町が合併し、9年を迎えようとしています。この新庁舎建設は今後の町の発展、防災、そしてまた合併後の加美町の新しいシンボルとしての役割を考えれば大変有意義で必要なものと考えています。

佐藤町長は、平成22年3月定例議会において平成22年の町政運営について施政方針を行いました。その中で、新庁舎の位置を矢越地区にしたいと表明されました。これは加美町の将来を見据えた大きな政治判断であり、町長御自身の政治生命をかけた勇気ある決断だと思い、これを支持するものであります。

新庁舎建設については、平成15年1月に調印された合併協定書では、新町において検討するとなっており、これを受けて設置された新庁舎建設検討委員会、あるいは3地区の地域審議会などの各委員会で新庁舎の位置の協議がなされました。しかし、それぞれの委員会でも新庁舎の位置を明確に示すことはできませんでした。加美町議会においても新庁舎建設調査特別委員会が設置され、検討されましたが、議会においても位置を特定することはできず、1つは、新庁舎建設検討委員会の意見を尊重すべき、2つ目は、新庁舎建設検討委員会の意見は財政面か

らの考えが大きいようであるが、遠隔地からの利便性や新しいよりどころを求めるとき、国道を中心とした位置に将来展望を求めていく。3つ目は、庁舎の位置については一番の課題であり、より深い検証をすべきであるという、この3つの意見に大きく分けられたと聞いております。町ではそれぞれの委員会の考えや議会の意見を踏まえ、より深い検証をされたことは皆さん周知のとおりであります。

平成17年の新庁舎建設検討委員会設置以来、加美町の状況も刻々と変化をしてきております。都市計画道路の田川平柳線や色麻下多田川線の事業が実施されることになりましたし、町の財政改革が実り始め、財政状況も健全な状況に近づきつつあると思います。

その一方で、少子高齢化や地場産業の活性化が今求められています。現庁舎のある西田地区は小学校や図書館の教育施設や商店街にとっても近く、私のような子育てをする世代にとっては大変魅力ある地区であります。この町有地を若い世代の定住促進の施策や高齢者福祉施設に活用することは町の課題解決につながるだけでなく、その周辺にある商店街の活性化に大きく貢献するものと考えます。また、矢越地区に新たな道路を造り、社会資本を整備充実させることで周辺の開発が進み、固定資産税や法人税などの税収向上も考えられ、町の発展に大きく寄与するものと考えています。

前にも述べましたが、町長は大きな政治判断を行いました。それを受け、議会議員の皆さんが出した結論も矢越地区でありました。その後一部の住民による条例改正の直接請求が行われましたが、議会は矢越地区を支持したのです。二度にわたる議会の判断は大変に重く、議員の皆さんが熟慮を重ね、精一杯考え抜いた結果であり、そして自信を持って下した決断であると私は思います。

このことから、加美町の新庁舎建設を矢越地区としたことは、町の発展を考える上で大変有意義な決断であり、早期に建設されることを望みます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長

今野さん、どうもありがとうございました。

進行が予定より早く進んでおりますが、引き続き進めさせていただきます。

次第の5番目、鈴木節子様から意見陳述をしていただきます。どうぞ鈴木様、壇上の方にお進みください。

それでは、5番目、鈴木節子様からお願いいたします。ただ今の時間は7時7分ということ

で、7時22分まで持ち時間となっております。よろしくお願いいたします。

○公述人：⑤鈴木節子

皆さん、こんばんは。私は、加美町の旧中新田に住む鈴木節子です。よろしくお願いいたします。

私は、新庁舎を早く建設してほしいと思う立場から発言させていただきます。

まず、庁舎の位置について、最近になって急浮上してきたわけではございません。平成15年4月1日の合併以前の協議会からの申し送り事項であったと聞いております。合併後7年間にわたり加美町議会では延べ18人の議員が一般質問に立ち、庁舎についての議論を重ねて参りました。議会全体としても約3年にわたり新庁舎建設特別委員会を設置していろいろな角度から検討を重ねたものの、場所を一つに絞り切ることはできませんでした。

この間、町は新庁舎建設検討委員会を設置し、その答申内容は西田としながらも、国道沿いに出すべきだとする案の併記事項もありました。答申を受けた当時の町長は、基金の積立てもなかったせい、行動に移すことはありませんでした。その後、合併特例債活用の期間が迫る中で、旧中新田町の都市計画事業の一つであった田川平柳線の道路整備が22年の春交付金事業として認められ、この地区も含めた中で検討を重ねてきたようです。

庁舎内の幹部職員による整備検討委員会での結果にこだわる考え方もありますが、この部分だけを重視するのであれば、町長は初めから各項目への点数の配分、検討委員の選び方など介入は幾らでもできたはずであります。むしろ町長は小細工せず、すべてを整備検討委員会に任せておいた佐藤町長の度量こそが評価されるべきだと考えます。そして出されたものを慎重に検討しながら、熟慮に熟慮を重ね、自ら政治決断をしたのが矢越地区であります。

矢越は、中新田地区の町並みに連続する場所であることは皆さんも御承知のとおりであります。議会はこれに対し3分の2以上という特別多数議決をもって可決したのです。それも2回にわたって判断したのです。

新庁舎を建設することは、現在の分庁舎体制から1か所に集中することで、小野田、宮崎地区は支所になります。これらのことを踏まえながら、3町が1つになったいきさつを考えると、新庁舎を矢越にすることこそが今後の加美町の発展性のある一体的なまちづくりに大きく貢献できるものと考えます。みんなが見える矢越地区、そして私たちみんなが、ああ、あそこにあるのが新しい庁舎だなど思ってもらえる、みんなの目の一番焼きつくところに、どうぞ建設をよろしくお願いいたします。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○議長

鈴木さん、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、公述人6番目、高橋旦枝様、よろしくお願ひいたします。壇上の方にお進みください。

また、起業者への質問がございますので、起業者の方も壇上の起業者席へ御着席ください。よろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか、ただ今7時13分でございます。7時28分を目途に、質問への回答も含めまして公述をお願いしたいと思います。

それでは、高橋様、よろしくお願ひいたします。

○公述人：⑥高橋旦枝

高橋旦枝と申します。

私は、環境保全の面から、町長も議会も住民の意向をくんでいないという点について意見を述べます。

まず、環境保全の面から。

起業地矢越には、法律によって保護すべき生物、いわゆる絶滅危惧種に該当するものがあります。住民説明会では何の説明もありませんでした。事業認定申請書を縦覧して初めて分かったことですが、環境省レッドリスト又は宮城県レッドデータブックで指定された重要種のうちトウキョウダルマガエル、マルタニシ、キンナガゴミムシの3種があります。町は、着工前に採取移動とか水路切り替えなどにより生息環境を改変する、自主的移動を促すなど可能な配慮を行うとしていますが、生息環境を改変することなどできるでしょうか。カエルやタニシなどに自主的移動を促せるものか、疑問です。

地球上の生物である私たち人間は利便性と経済的発展を追求する余り、多くの動植物を絶滅させ、又は絶滅の危機に追いやっています。一たん着手した公共事業を、環境が変わったりしてその意味を失ってからも中止して引き返すことは至難のわざです。諫早湾の干拓事業、長良川の河口堰などはその顕著な例です。

夏の宵を蛍が彩り、秋晴れには赤トンボが群れをなす、黄金色の田んぼにはイナゴがはねて、ハッタギ取りの歓声がそちこちに上がりました。経済性と利便性のために農薬を用い、圃場整

備と称して田んぼの水路をU字溝にしたときからカエルやタニシや蛭を見失ってしまいました。今では農薬を減らす工夫をしたり、U字溝を石垣につくり直すことなどが始まっています。

利便性を追求する時代は終わりました。立派な建設用地があるのですから、カエルやタニシ、ゴミムシを追い出さないでください。

このことについて町に質問があります。まず、1つは、町はこれらの生物の保全対策として可能な配慮を行うことと言っていますが、いつするのですか。2つ目は、具体的にどんなことをするのですか。3つ目は、事後評価は何ではかるのですか。後で答えてください。

次に、町長も議会も住民の意向をくんでいないという点で申します。

町民の代表と町議4人の20人で構成された新庁舎建設検討委員会の平成21年11月の答申では、庁舎の位置については加美町役場西側町有地を適地としますとして、地方自治法で、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、ほかの官公署との関係について適当な配慮を行わなければならないと規定されています。

西田を適地とした理由としては、1つに、道路交通の状況や警察署や消防署、郵便局などの官公署や銀行などが集中している中心市街地である。2つ目は、隣接して沢桜公園があり、環境面からも良好である。3つ目は、財政的な面からも遊休地となっている町有地を有効活用すべきと考える。以上3点を挙げています。

新庁舎建設整備検討委員会、これは役場の幹部職員8名で構成されたものですが、平成21年11月24日の中間報告会で、全員が西田の町有地を適地と報告したのに対して、町長が町有地を建設地とするのであれば、この委員会で検討する必要がなかったのではないかと発言し、再評価を指示しています。これは情報公開開示請求によって議事録を請求して確認しております。これです。

この整備検討委員会で評価したものがこの表になっております。まず、環境問題ですので、周辺環境への影響というところ、こちらが西田町有地、これは矢越私有地です。それが町長の意向を受けた庁内の幹部職員が評価した評価表であります。環境への影響は同じ丸であります。この後、絶滅危惧種がこちらに見つかっておりますので、三角となるべきだと思います。

それから、災害時の他機関との連携、こちらがこういう2つ丸になっておりますが、これは混雑が、大型車両が多く交通量が多いため、庁舎利用の人の交通事故が心配、利用する人の立場に立っていないので、これも疑問な評価です。災害時の安全性については、台風、地震、洪水時の指定避難所になるわけですが、こちらは軟弱地盤でありまして、先ほどもありましたが、50メートルもボーリングしなければならないような、矢越という、昔は沼地で通れないので、

矢をもって向こう岸に通信したというくらいの沼地でありますので、洪水時には冠水してしまつて用をなさないと思います。ですから、三角になるべきだと思います。

こういうことで疑問の点が幾つかありまして、それを評価しましたのが、西田町有地が1,055点、矢越私有地が923点です。町長の意向を受けているにもかかわらず、総合点では西田1,055点、矢越923点です。今入学試験がたけなわですが、923点が合格で、1,055点が不合格とは、そんなことはあり得ないと思います。

財政難を乗り越えるための合併であれば、新たに土地を求めることはせず、庁舎は西田に建ててほしいという要望書を署名5,000人分を添えて提出しましたが、商店街のエゴだとして重く受けとめることは町長も議会もしませんでしたし、納得できる説明もなされていません。議会制民主主義で決まったことだの一点張りです。そこで、私たち女性の会では地方自治法を読み合つて、それなら条例改正の直接請求をしましょうということになりました。有権者の50分の1、すなわち440名の署名で請求できるものを、実に3,000名余りの署名が集まりました。議会では当然否決されましたが、民主主義の勉強をたくさんさせていただきました。

地方議会の在り方については、今全国で問題になっております。名古屋市の例でも見られるように議会は形式化し、議員個人の利益を優先しているように見えますし、行政と議会がなれ合つて住民の声に耳を貸さず、自由な議論の場になっていないと思います。議会にも住民が参加し、自由な真剣な議論がなされるように進化していかなければならない時代だと思います。

この工事の認可機関である宮城県、そして審議委員の皆様、時代の要請と加美町の真実を受けとめてくださるようお願いいたします。

これで陳述を終わります。ありがとうございました。

○議長

それでは、起業者の町の方から、あと3分くらいしかございませんけれども、その範囲内で御回答をお願いします。

○起業者：加美町総務課庁舎建設準備室 遠藤室長補佐

それでは、時間内で、できるだけお答えをしたいというふうに思います。

質問にお答えをする前に、まず、先ほど高橋さんの公述の中で、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、その中の保護すべき生物、それすなわち絶滅危惧種が今回の起業地、新庁舎の用地にいるということでございましたが、法律に基づく対象は絶滅危惧種で

はなくて、希少野生植物種と定義をされておりまして、これに該当するものは見受けられなかったということでございます。誤解のないように訂正させていただきます。

なお、今回の起業地で確認された種につきましては、環境省のレッドリスト又は宮城県のレッドデータブックで指定されておりますマルタニシ、トウキョウダルマガエル、キンナガゴミムシの3種でございます。いずれも準絶滅危惧種に指定されているものでございます。

なお、キンナガゴミムシにつきましては、最近普通に確認できることから、宮城県のレッドデータブックより除外する動きがあるというふうにお聞きをしております。

また、先ほど来から新庁舎周辺の環境についていろいろお話を頂きましたが、今回の周辺には水田が一带に続いておりますので、絶滅的、壊滅に追いやるというような状況ではございません。諫早湾の干拓、長良川の河口堰とは比較できないものというふうにご考えてございます。

それでは、各々の生態系に若干触れさせていただきます。

ちょっと時間がないようですので、トウキョウダルマガエル、マルタニシはいずれも水辺に生息をするものでございます。今回は造成工事を、今回の事業認定を早急に頂いて、諸手続を経て夏ごろから着手をしたいというふうにご考えてございます。

それで移動を促すということでございますが、そちらについては水辺に産卵する生物ですので、水田の方に水を入れない方策によって水のある場所へおのずと動くという、そういう習性を利用していただいて、自ら動く、移動するというのを説明家の方からアドバイスを受けておりまして、それを実施していきたいというふうにご考えてございます。

あと、それでも残った場合については……（発言の終了を告げるベルの音）……

以上で時間でございますので、申し訳ございませんが、終わりにさせていただきます。

○議長

高橋様、どうもありがとうございました。町の皆さん、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、公述人7番目の中島様、よろしくお願ひいたします。どうぞ御着席ください。

ただ今時間が7時半ということで、7時45分までの15分以内によろしく御協力をお願いしたいと思います。準備の方、よろしいでしょうか。

それでは、中島様、よろしくお願ひいたします。

○公述人：⑦中島勝

中島でございます。どうぞよろしくお願いたします。

画面に従って、お話しします。

私達は人口が減少する中での町財政やまちづくりについて勉強を重ねてきました。その上で、庁舎の建設は役場西側町有地を活用すべきであると考えます。中新田商店街のためばかりでなく、将来を担う子供たちのためにも、町の計画を見過ごすわけにはいきません。

町が矢越を選定した理由を検証します。

町が主張している理由、1、防災拠点としての機能が確保されている。2、災害時、平常時の利便が優れている。3、将来に向けた地域づくりなどまちづくりへの対応が容易である。4、周辺の交通環境の変化に対応できる場所である。5、建設に当たって経済的に優れた場所であると言っておりますが、本当に矢越が優れているのか、疑問があります。

防災拠点性を検証します。

町は、主要国道に接しており、災害拠点としてその機能を効果的に発揮できると言っておりますが、ノーだと思えます。理由は、地盤が軟弱なため、新庁舎周辺が被災する可能性が高い。2、背後の鉄塔が倒壊し、危険である。3、現在避難所に使われている場所から離れており、効果的な援助活動が困難である。昔は沼地のため、城と城の交信を矢文で行ったことから矢越と名づけられたということです。

ボーリングの結果及び専門家の意見。軟弱層が8メートルと厚く、地盤の沈下対策が必要である。地震時には液状化する対策が必要となると思えます。それから、耐震から免震ということを知っております。地盤の軟らかなところには向かない、何よりもコストの問題があるということでもあります。背後に32本の鉄塔がある旧ゴルフ練習場は問題点があるのであります。これは山下設計さんの完成見取図でございます。背後に鉄塔が多く見えております。

矢越は、避難場所から1キロ離れております。西田町有地は徒歩数分のところ避難所が集中しております。図書館、さわぐら公園、小学校、中新田高校等でございます。ここは1万7,700人の収容が可能だと言われております。この人数は加美町全体の人口の約69%収容可能でございます。

利便性の検証を行います。

理由。1、中新田地区の年寄りにとって、矢越は横断に危険を伴い、かつ、不便であります。2、小野田、宮崎地区は支所で通常の用を足せるため、本所に来ることは少ないと思われま。西田町有地は祭り、小学校行事等の駐車場として利用されており、使えなくなれば不便になるのではないかと思います。また、矢越は官庁までの距離が遠くなるということです。西田町有

地からは徒歩5分以内にほとんどの官庁が集中しております。図書館、銀行、商工会、郵便局、小学校、高校等すべて5分以内のところがございます。

将来のまちづくりの対応を検証。

町は、新しい地域づくり、環境の一体の醸成が可能となると言っておりますが、これもノーであると思います。理由。1、町財政を支える生産人口が著しく減少しております。2、新たな開発により市街地を拡大することで町は衰退し、行政コストが増える。町民の声に耳を傾けず、強引に建設する新庁舎は町の一体感の阻害となるものであります。

これは加美郡の人口の推移と高齢化でございます。10年前の平成12年より22年までは2,900人とかかなり減少しております。更に申し上げますと、大崎広域の話をちょっとしたいと思うんですけども、大崎広域、古川市と加美郡、玉造郡合わせて、この前の国勢調査より7,622人も人口減でございます。これは色麻町を上回る非常に深刻な人口減なのであります。

小野田、宮崎、中新田3地区ともに町の中に住宅、公共施設、商業の施設等があり、歩いて用を足せるコンパクトシティを目指すべきであると思います。これはコンパクトシティを目指すことによりまして、行政コストが下がり、高齢者も安心して暮らせる、町が活性化される、雇用が生まれる、そのことによって寂れた町に元気を戻すことで、将来町の税収も増える可能性が出てくると思います。国は、郊外開発を抑制し、町をコンパクト化するように都市再生基本方針を定めました。

1、新庁舎建設検討委員会の答申を無視しております。2、町民の5,302人の署名を無視しております。3、事前に町民の説明会を自ら開催しておりません。4、十分な論議なく、議会の多数工作で庁舎の位置を決定してしまいました。

町民の声に耳を傾けず、強引につくる新庁舎は町民の一体感を醸成しておりません。

環境の影響と経済性があると言っておりますが、町は、西田町有地を活用する場合、現在の道路の拡幅が12メートルに費用がかかると言っておりますが、新庁舎ができたからといって交通量が増えるわけではなく、拡幅の必要性はないと思います。拡幅する場合でも用地買収は1,000万円程度で済むのではないかと思います。土地購入代、水道等のインフラ関係で矢越には4億以上の負担増となると思います。

これは西田町有地の入り口です。さっきも申し上げましたように西田町有地は新たな負担がほとんどかかりません。矢越の個人の土地、民有地の方はこのとおり、4億円プラスアルファという非常に大きな投資が必要になると思います。これは本当に無駄な投資ではないかと思います。

検証結果。

1, 町が矢越を選定した理由は何一つ合理的な根拠に基づかない。

2, 町の計画は土地の適正かつ合理的な利用に寄与せず, かつ, 財政再建, 協働のまちづくりの基本理念に反するものであり, 町民の利益を著しく損なうものである。

よって, 町の計画は事業認定の要件を満たしておりません。西田町有地は, さわざくら公園に隣接し, 緑に恵まれたすばらしい環境であります。庁舎建設検討委員会の答申にあるように西田町有地はあらゆる面で最高の適地と言えます。法に基づき厳正なる御判断をお願いいたします。

ありがとうございました。以上でございます。

○議長

中島さん, どうもありがとうございました。

それでは, 公述人の最後となりますが, 三浦進様, よろしく願いいたします。壇上の方にお進みください。

ただ今7時44分ということで, 7時59分までの15分以内ということで御協力よろしく願いいたします。

それでは, 三浦様, よろしく願いいたします。

○公述人: ⑧三浦進

新丁地区の三浦であります。

私は, 事業認定をしないことを求め, 意見を述べます。

庁舎位置の決定の経緯について。

これまですべての検討結果は西田町有地を適地としました。ところが, 申請書には私有地が第1位と書かれ, 驚きました。矢越第1位はいかなる機会にも聞いたことがありません。また, 文書によって見たこともありません。起業地は比較検討を経て決定されるべきであります, 申請書は第1位としなければ事業認定を受理されない, 恣意的に書かれたものであると思います。

また, 農業用排水路付替工事については, 町民にも全く説明されておりません。義務とされる事業認定説明会の表題にも載っていません。全く説明されていません。事業認定は本当はこれではできないのです。

次に、進みます。

2、各検討委員会の報告について。

条例に基づく加美町検討委員会は、西田町有地を適地としました。その理由は、先ほど公述がありましたので省略します。訓令に基づく加美町新庁舎整備検討委員会は西田町有地をまた適地としました。理由は建設に十分な面積を有している。危機管理拠点としての機能もある。町の財政状況は厳しい。新たに用地を取得すると約2億2,000万円の支出増となるとしています。

なお、検討委員会の報告書は意見書として提出しておりますので、認定審査の考慮事項として勘案されますよう、よろしくをお願いします。

次に、3、土地の適正かつ合理的利用について。

申請では5つの主要項目を上げています。私はこのすべての項目で西田町有地が優位であると考えますので、項目ごとにその理由を述べます。

①防災拠点性について。

災害発生時に支障がある小野田や宮崎地区へのアクセスについて。

矢越からは国道347号線を利用しますが、状況によっては矢越の近くの国道交差点の混雑が想定され、円滑な交通を阻害することが考えられます。西田からは同国道への通過路線は3つあります。それでそのおそれは少ないと考えます。

次に、防災拠点の役割・機能から考えます。

消防庁は、災害が発生の場合に救援救護等の応急活動の拠点となる、救援物資の配送拠点などに使用される公園、広場などのオープンスペースも地域の防災拠点に指定されるとしています。西田町有地は、小学校とさわぐら公園が隣接し、近くに高等学校と図書館があります。いずれも町の避難場所、避難施設に指定しております。これらはすべて防災拠点であります。その収容人員は先ほどもありましたが、避難場所に1万7,700人、避難施設に2,700人で、救援物資の配布場所、生活情報の提供場所、家が倒壊した人の一時的な生活場所として良好な施設やオープンスペースがあります。一方、矢越は国道が接道しているから防災拠点性としての機能が確保できているのは、余りにも防災拠点に対する認識が欠けていると思います。

以上のことから、防災拠点性は西田町有地が優れております。

②災害時、平常時の利便性について。

災害時のアクセスは前に述べたとおりであります。平常時のアクセスもそのとおりですが、矢越の場合交差点はいつも通勤時は混雑しています。庁舎を建てますと更に混雑します。とこ

ろが、西田の方の国道辺は閑散としています。渋滞なんか全く考えられません。それから、西田グラウンド線は拡幅工事が必要であるというふうにしておりますが、それは全く必要がありません。近年、大型自動車が通行できるように拡幅改修工事が行われ、大型バスや大型貨物自動車などが支障なく通過できます。新丁西田大通線への通行は午前7時から午後7時まで大型貨物車の通行規制がありますが、その時間外は規制がありません。現に西田に大型貨物自動車が駐車しているのを度々目撃しております。これは25トンだそうです。緊急時支援車両が支障なく通行ができることは当然であります。

以上の理由により、交通の利便性は西田町有地が優れています。

③将来のまちづくりへの対応について。

矢越私有地は、新庁舎建設により起業地周辺活性化し、新たな市街地形成につながると思いますが、周辺は農業振興地域で、公的規制が厳しくて、簡単には市街地が形成されません。非常に困難であります。企業誘致計画区域に近いので企業の誘致効果は大きいとしておりますが、庁舎が近いことが企業立地の条件にはなりません。むしろ企業は庁舎なんかは近くない方がいいのです。

次に、周辺地域への発展への間接的な効果が期待されるとしておりますが、期待感の表明であり、根拠がありません。それから、新生加美町の創造については、町は20年後、30年後に周辺の発展が期待できるとしておりますが、具体像は全く説明していない幻想であります。

西田町有地等を人口増加定住エリア、福祉施設エリアとして町の発展につながるとしておりますが、市場の動向、用地区画の測量、通路分の舗装、上下水道設置、販売の経費、費用の効果等々について調査検討もしないで具体像を全く示しておりません。西田町有地は、現在役場職員の駐車場や、あるいはお祭り、何回もありますね。それから、小学校や幼稚園の運動会、その駐車場等有効活用されています。孫や子の学校行事を楽しみにしている人々にとって大きな支障を来すこととなります。

庁舎を町のシンボルとしてアピールすると言っています。そして一体感の醸成をすることでありますが、町政全般の中で考えることであって、位置決定の重要な要素とはなりません。十分な調査検討もせず、結果として町民に説明もできない、裏付けのない期待感の表明であります。このような幻想を認めた議会も批判されて当然であります。無駄な公共事業で裏付けのない期待感の表明として、東京あきる野市の圏央道土地収用事件、その事業認定が裁判で取り消されたという事例に学ぶべきであります。

④周辺の交通環境の変化の対応について。

西田町有地の交通状況は、いつも閑散としており、渋滞等の発生は考えられません。歩行者、通学児童の安全は、歩道が整備されているので、交通対策が計画的に行われ、生活への環境が少ない点が優位としていますが、位置決定の重要な要素とは思いません。

以上の理由により、西田町有地が優れています。

⑤経済性について。

西田町有地は用地購入の必要はありません。地盤も堅固であります。インフラ整備も軽微ですし、道路拡張整備に1億1,000万円が必要だというふうに言っていますが、前に述べたとおり、それは必要ありません。

一方、矢越私有地は、用地購入及び造成のために大きな費用負担が生じます。最近の調査結果で、地盤が軟弱で、建設費用が当初予算より増額されるということが最近の議会の検討委員会で話されております。

加美町の財政は極めて厳しい状況にあります。宮城県平成20年度会計決算によりますと、宮城県の43団体中、財政力では39位、下です。財政構造の弾力性でも39位、公債負担の状況では41位です。43団体中41位ですよ。宮城県では平均以下の更に下位にあります。このような厳しい状況にある、高齢化が進行している、そして若者の負担の増大が確実になるというふうにされる中、矢越に庁舎を建て、赤字の殿堂と呼ばれるようなことがあってはならないと考えます。

以上の理由により、矢越私有地は経済性が極めて劣ります。

その他申請の候補地比較に欠落している事項について述べます。

①中心市街地の空洞化について。

西田町有地の近くにあった加美職業訓練校や中新田法務局が近年廃止されました。郊外にジャスコやヨークベニマルなどの大型店が相次ぎ出店しています。加美町も中心市街地の空洞化は急速に進んでいます。庁舎を郊外へ移動させることによって更なる空洞化、衰退に拍車をかけることとなります。

②新防災マップには、西田町有地、危険度1、矢越私有地、危険度3で、矢越の方が危険度は高いのです。

③矢越周辺は農業振興地域です。良好な稲づくりの湿地帯があります。庁舎建設をすることによって周辺農地に悪影響を及ぼします。

④西田町有地から田川への道路は自動車のスピードを控えさせるためにVIPロードとなっています。更に両側には290本の雑木が植えられ、その並木道は春夏秋冬を彩っております。

⑤矢越地内は将来誘致企業と隣接するので、都市計画の観点からも望ましいものではありません。

せん。企業の不測事態に町民が巻き込まれるという可能性があります。

直接請求に対する町議会の重要な意味について。

先ほどあった住民によって条例改正の直接請求が昨年11月にありましたが、賛成7人、反対13人で否決しました。2回否決したと言っているのです。ところが、この7対13という数字は矢越私有地を是とする3分の2の議決を復したことになります。矢越への根拠が失われたと同様の重要な意味を持っていると考えます。

⑥まとめ

町有地があるのに、なぜ赤字財政に苦しむ加美町が高いお金を出して民有地を買わなければならないか。町民の素朴な疑問に納得できる説明はありません。平成13年に開催された土地収用法説明会の開催や請求による公聴会を義務とした、その趣旨は、説明が合理的な根拠がなければ、違法なものとする学説があります。

以上のことから、土地の適正かつ合理的な利用に供するものではないので、認定しないことを求めるものであります。

なお、この事業認定の審査に当たられる委員の皆様には、事情が許されるならば、是非、現地を御視察されますようお願いいたします。

御清聴ありがとうございました。

○議長

三浦さん、どうもありがとうございました。

以上で、本日予定しておりましたすべての皆様方の意見陳述が終了いたしました。

一部マイク等不行き届きがございまして、御迷惑をおかけいたしましたことを改めておわび申し上げます。

◎閉会

○議長

本日は、起業者の方々も含め、公述人の方々、大変貴重な意見、御示唆に富んだ御発言を本当にありがとうございました。また、傍聴に見えられた方々も大変熱心に耳を傾けていただきまして、本当にありがとうございました。

この土地収用法制度の公聴会というのは、私ども県としましては初めての開催ということでございました。それで非常に不慣れな点もございましたけれども、皆様の御協力で何とか無事

終えることができました。今回の案件の認定に当たりまして、本日頂いた御意見、更に意見書、これも頂いておりますので、十分参考にして判断させていただきたいと思えます。

本日はどうもありがとうございました。